神奈川県スマートファクトリー促進事業

誓約書

神奈川県が実施し、一般財団法人省エネルギーセンターが運営事務局を務める神奈川県スマートファクトリー促進事業への応募にあたり、当社は、次の事項について相違ないことを誓約し、誓約書を提出する。

(1) 過去２年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

(2) 過去６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

(3) 次の申立てがなされていないこと。

ア　破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て

(4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

(5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。

(6) 県税その他の租税を滞納していないこと。

(7) 県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

(8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者でないこと。

令和５年〇月〇日

（住　所）〇〇県〇〇市〇〇

（会社名）

（代表者役職）

（代表者氏名）